序 都市マスタープランの 改定にあたって ♡

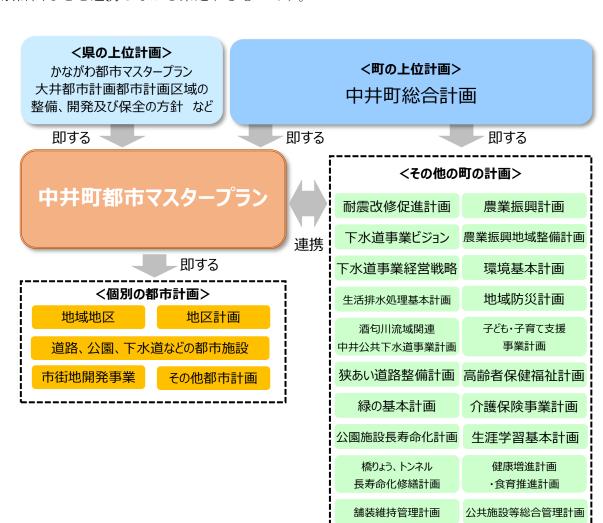
など

1. 都市マスタープランとは

(1)都市マスタープランの位置づけ

都市マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられた法定計画で、住民に最も近い立場にある町が、その創意工夫のも と住民の意見を反映し、中長期的な視点から、まちづくりの将来像及び地域別のあるべき市 街地像と、その実現に向けた方針を示すものです。

また、県が策定する「かながわ都市マスタープラン」や「大井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、町が策定する「中井町総合計画」に即するとともに、関連する個別計画などと連携しながら策定するものです。





(2)都市マスタープランの構成

都市マスタープランは、中井町全域を対象とし、将来のあるべき姿を示す「まちづくりの 目標」と「全体構想」、身近なまちづくりの方針を示す「地域別構想」、計画の推進の考え方 を示す「都市マスタープランの推進に向けて」で構成しています。

くまちづくりの目標>

○将来都市像 ○まちづくりの目標 ○基本フレームの設定 ○将来都市構造

く全体構想>

- ○土地利用の方針
- ○交通体系の整備方針
- ○都市環境の形成方針
- ○自然環境の保全・活用方針
- ○安全・安心のまちづくりの方針

<地域別構想>

- ○地域区分の設定
- ○地域別構想
 - ●中村·境地域
- ●井ノ口地域

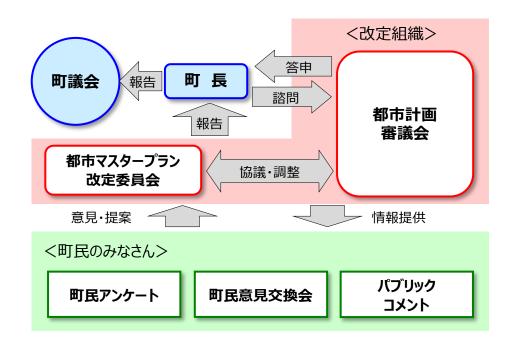
<都市マスタープランの推進に向けて>

- ○協働によるまちづくりの推進
- ○周辺市町や県との連携によるまちづくりの推進
- ○個別計画への展開と庁内連携によるまちづくりの推進
- ○効率的・効果的なまちづくりの推進
- ○都市マスタープランの進行管理

(3)都市マスタープラン改定の体制

計画の改定にあたっては、「町民アンケート調査」、「町民意見交換会」及び「パブリックコ メント」を実施し、町民のみなさんの意見・提案等を計画内容に反映させています。

また、改定組織として、「都市マスタープラン改定委員会」及び「都市計画審議会」での協 議・調整を図り、改定しています。



2. 都市マスタープラン改定の背景

現行計画は、平成21(2009)年3月の計画策定から10年以上が経過し、都市を取り巻く環境が大きく変化していることから、これら変化に対応する計画となるよう改定を行います。

く社会環境の変化>

- ◆人口減少、少子・高齢化の更なる進行
- ◆新型コロナウイルス感染症等による生活スタイルの変化
- ◆災害の激甚化や頻発化

<法改正・関連計画の改定>

- ◆都市計画法や都市再生特別措置法等の改正
- ◆上位関連計画の改定

くまちづくりの考え方の変化>

- ◆新たな技術・考え方(Society5.0/SDGs)に基づくまちづくりの展開
- ◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの進展

持続可能な開発目標(SDGs)への取組と都市マスタープラン

SDGs は、平成 27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

本町においても、第六次中井町総合計画後期基本計画に、「SDGs の目標を達成するためには、町民・事業者・行政などの多様な主体が協働して取り組むことが重要であり、本町においても SDGs の目標達成に結び付く取組の実施が求められます。」とし、総合計画を推進することで SDGs の 17 の目標達成に寄与することが明示されています。

本計画は都市の持続可能性の維持・向上を目指すものであり、暮らしやすさや安全・安心の確保などの視点から、目標 11「住み続けられるまちづくりを」を中心に、その他の目標も含め、都市計画分野においても、SDGs の目標達成に寄与しようとするものです。

SUSTAINABLE G ALS

DEVELOPMENT





































3. 計画の目標年次と計画対象区域

まちづくりは、その実現に至るまでに多くの時間を要することから、中長期的な視点で取り組むことが重要となります。

このことから、本計画の目標年次は、おおむね20年後の令和25(2043)年とします。

また、都市マスタープランは、原則として「都市計画区域」を対象に策定する計画です。 本町は、全域が都市計画区域に指定されていることから、本計画の対象区域を都市計画区域 (=行政区域全域)とします。

計画の目標年次: 令和 25(2043)年

計画対象区域:都市計画区域(=行政区域全域)



町の全景